

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県三郷市早稲田一丁目二番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 境木加代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

埼玉県春日部市中央一丁目五七番一、二号永島第二ビル二〇四

相続財産清算人 弁護士 水戸 貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県生駒郡三郷町東信貴ヶ丘二丁目一〇番、最後の住所埼玉県桶川市大字川田谷二三八四番地の一〇 被相続人 亡 藤井 雅行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四一四四一ニブラザビル三階小出重義法律事務所 相続財産管理人 弁護士 村田 良介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区木場二丁目一番三、最後の住所東京都江東区木場二丁目一番三一四一

被相続人 亡 徳井 直人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

事務所東京都千代田区丸の内二一六一一九の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市大津ヶ丘四丁目五番、最後の住所東京都足立区六本三丁目六番一

被相続人 亡 深川 康仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

東京都豊島区池袋二丁目一四番五号九十ビル二階 アルク法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山本 眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区境之谷三八番地、最後の住所神奈川県横浜市中区境之谷三八番地 被相続人 亡 池上 文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

神奈川県横浜市中区相生町一三モアグラード関内ビル五階

相続財産清算人 弁護士 若井 公志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区武蔵四丁目九六二番地、最後の住所神奈川県横浜市中区武蔵二丁目七番七号 被相続人 亡 山根 秀樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

神奈川県横浜市中区若松町一丁目二番地一〇 横須賀イーストコート六階

相続財産清算人 弁護士 清水 俊明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県瑞穂市牛牧一三八二番地九六、最後の住所岐阜県瑞穂市牛牧一三八二番地九六 被相続人 亡 小森 康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

事務所岐阜市羽衣町四丁目七番地二 ばくろも法律事務所

相続財産清算人 弁護士 後藤 隆吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中央区中田島町一〇〇二番地一、最後の住所静岡県浜松市中央区中田島町一〇〇二番地栗田方 被相続人 亡 鈴木 和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十九日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

静岡県浜松市中央区中央二丁目一八番四号 ウィステリアビーク三〇一号平尾法律事務所

相続財産清算人 弁護士 平尾 竜太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡武豊町字小迎一〇番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 加藤 吉春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

愛知県半田市広小路町一五一番地の一四知多半田ステーションビル四階 弁護士法人リブレ半田事務所

相続財産清算人 弁護士 柴田 将人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市東九条町一四二四番地、最後の住所大阪府西淀川区佃五丁目一二番二一〇四号 被相続人 亡 辻 三保子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

大阪府大阪市北区天神橋二丁目三番八号 MF南森町ビル四階 曾我部法律事務所

相続財産清算人 弁護士 曾我部晋太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住吉区遠里小野四丁目二八番地、最後の住所大阪府富田林市寺池台四丁目二番三三四一五〇二号 被相続人 亡 田中 顯三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

大阪府大阪市北区天神橋二丁目三番八号 MF南森町ビル四階 曾我部法律事務所

相続財産清算人 弁護士 曾我部晋太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県赤磐市山口一〇二〇一番地、最後の住所大阪府住吉区万代三丁目六番二三号ベルパージュ大阪帝塚山四四八号 被相続人 亡 國利 雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

大阪府北区西天満三丁目五番一二号エアテック・トリアビル五階

相続財産清算人 弁護士 宮井裕太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県出水市野田町下名五五三二番地、最後の住所大阪府羽曳野市野々上三丁目七番一〇一二二二番地 被相続人 亡 鳥飼美千雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十八日

大阪府堺市堺区戎島町四丁四五番地一ポルトス・センタビル一二階 堺みなと法律事務所

相続財産清算人 弁護士 唐崎 浩司

第43期決算公告

令和8年5月28日 東京都港区松涛二丁目3番1号 株式会社高田 代表取締役社長 岡田 義典
貸借対照表の要旨
(令和8年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額
資産部	
流動資産	539
固定資産	30
合 計	569
負債純資産及び部	
流動負債	208
固定負債	53
資本剰余金	307
利益剰余金	15
利益剰余金	292
利益剰余金	3
利益剰余金	288
利益剰余金	(61)
合 計	569